

新規創業、事業承継、第二創業、第二出店…

様々な形の新たなチャレンジを応援します！

「宮古市商業振興対策事業費補助金」

新規創業者支援、事業拡大等事業のご案内

新規創業や事業承継、事業拡大等に対し、その事業に係る経費の一部を補助し、中小企業者の新たなチャレンジを応援する制度です。（宮古市が独自で行う取り組みです）

新規創業者支援事業

対象事業者	市内に店舗を構え、新規創業するもの	
補助経費	店舗賃借料、開業準備経費（施設改修費、広告宣伝費、備品購入費等）	
補助率	店舗賃借料	創業より3年目まで補助 1年目 2/3以内（補助上限額66,000円） 2年目 1/2以内（補助上限額50,000円） 3年目 1/3以内（補助上限額33,000円）
	開業準備経費	対象経費の1/2以内（補助上限額50万円）

事業拡大等事業

対象事業者	事業承継（5年以上事業を営む市内中小商業者より）、第二創業、第二出店するもの
補助経費	事業拡大経費（施設改修費、広告宣伝費、備品購入費等）
補助率	対象経費の1/2以内（補助上限額50万円）

対象業種一覧

百貨店・総合スーパー その他の各種商品小売店（従業員が常時50人未満のもの） 呉服・服地・寝具小売業
男子服小売業 婦人・子供服小売業 靴・履物小売業 その他の織物・衣服・身の回り品小売業
各種食料品小売業 野菜・果実小売業 食肉小売業 鮮魚小売業 酒小売業 菓子・パン小売業
その他の飲食料品小売業 自動車小売業 自転車小売業 機械器具小売業 家具・建具・畳小売業
じゅう器小売業 医薬品・化粧品小売業 農耕用品小売業 燃料小売業 書籍・文房具小売業
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業 写真機・時計・眼鏡小売業 他に分類されない小売業
食堂、レストラン 専門料理店 そば・うどん店 すし店 酒場、ビヤホール 喫茶店 その他の飲食店
持ち帰り飲食サービス業 配達飲食サービス業 洗濯業 理容業 美容業 一般公衆浴場業

申請に必要なもの

- ①申請書 ②事業計画書 ③収支計画書 ④補助対象となる経費がわかるもの
⑤当該対象事業者に係る市税の納税証明書 ⑥定款、規約等
⑦その他申請にあたり必要な書類

※申請書・事業計画書は市産業支援センターで配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます

補助金交付までの流れ



①申請

事業に着手する前に必要書類を添えて申請。

※審査を円滑に進めるため、申請の前に市産業支援センターへ相談をお願いします。数回のヒアリングや書類審査の後、本審査を行います。

②実施

申請内容について審査後、市より交付決定通知書を送付。

→受領してから対象事業の実施。

※必ず交付決定通知を受けた後に事業を実施してください。交付決定通知を受ける前に発生した経費については補助対象外となります。

③完了報告

対象事業完了後は、速やかに「補助金実績報告書」および「補助金請求書」に必要書類を添えて提出



内容について審査後、市より補助金交付額確定通知書の送付・補助金交付

備考

- ・補助対象期間は、同一の事業について1年を限度とする
- ・補助金の交付申請は、事業を実施した年度と同一年度に行うものとする
- ・同一年度内において、同一中小企業者の申請は1回限り
- ・新規創業、事業承継、第二創業、第二出店をした以後5年間は、毎年事業状況報告書等事業状況がわかる書類を提出すること

問い合わせ

宮古市産業振興部 産業支援センター(市役所2階)

電話:0193-68-9067

MAIL:sangyo@city.miyako.iwate.jp

宮古市商業振興対策事業補助金HP

https://www.city.miyako.iwate.jp/sangyo/taisaku_hojyokin.html